

厚生労働省発保 0408 第 5 号
令和 8 年 4 月 8 日

都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

病床転換助成事業交付金交付要綱の一部改正について

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）附則第 5 条に基づく病床転換助成事業交付金の交付については、平成 23 年 3 月 31 日厚生労働省発保 0331 第 1 号厚生労働事務次官通知の別紙「病床転換助成事業交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、令和 8 年 4 月 8 日から適用することとされたので通知する。

◎「病床転換助成事業交付金交付要綱」新旧対照表
(平成 23 年 3 月 31 日厚生労働省発保 0331 第 1 号厚生労働事務次官通知別紙)

傍線部分は訂正箇所

新	旧																
別紙	別紙																
病床転換助成事業交付金交付要綱	病床転換助成事業交付金交付要綱																
1～4（省略）	1～4（省略）																
（交付額の算定方法）	（交付額の算定方法）																
5 この交付金の交付額は、次により算定するものとする。ただし、施設ごとに算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。	5 この交付金の交付額は、次により算定するものとする。ただし、施設ごとに算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。																
（1） 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して、最も少ない額を選定する。	（1） 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して、最も少ない額を選定する。																
（2） （1）により選定した額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。	（2） （1）により選定した額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。																
<table><tr><th>1. 区分</th><th>2. 基準額</th><th>3. 対象経費</th><th>4. 補助率</th></tr><tr><td>改修</td><td>転換の対象となる1施設（病院又は有床診療所）における病床数について、</td><td>助成事業の対象となる法附則第2条に基づく病床の転換のための施設の改修に必要な整備費又は</td><td>10/27</td></tr></table>	1. 区分	2. 基準額	3. 対象経費	4. 補助率	改修	転換の対象となる1施設（病院又は有床診療所）における病床数について、	助成事業の対象となる法附則第2条に基づく病床の転換のための施設の改修に必要な整備費又は	10/27	<table><tr><th>1. 区分</th><th>2. 基準額</th><th>3. 対象経費</th><th>4. 補助率</th></tr><tr><td>改修</td><td>転換の対象となる1施設（病院又は有床診療所）における病床数について、</td><td>助成事業の対象となる法附則第2条に基づく病床の転換のための施設の改修に必要な整備費又は</td><td>10/27</td></tr></table>	1. 区分	2. 基準額	3. 対象経費	4. 補助率	改修	転換の対象となる1施設（病院又は有床診療所）における病床数について、	助成事業の対象となる法附則第2条に基づく病床の転換のための施設の改修に必要な整備費又は	10/27
1. 区分	2. 基準額	3. 対象経費	4. 補助率														
改修	転換の対象となる1施設（病院又は有床診療所）における病床数について、	助成事業の対象となる法附則第2条に基づく病床の転換のための施設の改修に必要な整備費又は	10/27														
1. 区分	2. 基準額	3. 対象経費	4. 補助率														
改修	転換の対象となる1施設（病院又は有床診療所）における病床数について、	助成事業の対象となる法附則第2条に基づく病床の転換のための施設の改修に必要な整備費又は	10/27														

		転換前の病床数に 1 床当たり <u>1,200</u> 千円を乗じて得た 額(複数年度に亘り 行われる病床の転 換の場合、前記の額 に「当該年度の総事 業費/全期間の総事 業費」を乗じて得た 額)の範囲内で厚生 労働大臣が必要と 認めた額	整備請負費及び整備事務 費（整備のため直接必要 な事務に要する費用（旅 費、消耗品費、通信運搬 費、印刷製本費及び設計 監督料等）をいい、整備費 又は整備請負費の 2 . 6 %に相当する額を限度 額とする。）。 ただし、別の負担（補 助）金等において別途補 助対象とする費用を除 き、整備費又は整備請負 費には、これと同等と認 められる委託費及び分担 金並びに適当と認められ る費用を含む。				1 床当たり <u>500</u> 千 円を乗じて得た額 （複数年度に亘り 行われる病床の転 換の場合、前記の額 に「当該年度の総事 業費/全期間の総事 業費」を乗じて得た 額)の範囲内で厚生 労働大臣が必要と 認めた額	費（整備のため直接必要 な事務に要する費用（旅 費、消耗品費、通信運搬 費、印刷製本費及び設計 監督料等）をいい、整備費 又は整備請負費の 2 . 6 %に相当する額を限度 額とする。）。 ただし、別の負担（補 助）金等において別途補 助対象とする費用を除 き、整備費又は整備請負 費には、これと同等と認 められる委託費及び分担 金並びに適当と認められ る費用を含む。	
	改築	転換の対象とな る 1 施設(病院又は 有床診療所)におけ る病床数について、	助成事業の対象となる 法附則第 2 条に基づく病 床の転換のための施設の 改築に必要な整備費又は	10/27		改築	転換の対象とな る 1 施設(病院又は 有床診療所)におけ る病床数について、 転換前の病床数に	助成事業の対象となる 法附則第 2 条に基づく病 床の転換のための施設の 改築に必要な整備費又は 整備請負費及び整備事務	10/27

		転換前の病床数に 1 床当たり <u>3,000</u> 千円を乗じて得た 額(複数年度に亘り 行われる病床の転 換の場合、前記の額 に「当該年度の総事 業費/全期間の総事 業費」を乗じて得た 額)の範囲内で厚生 労働大臣が必要と 認めた額	整備請負費及び整備事務 費（整備のため直接必要 な事務に要する費用（旅 費、消耗品費、通信運搬 費、印刷製本費及び設計 監督料等）をいい、整備費 又は整備請負費の 2 . 6 %に相当する額を限度 額とする。）。 ただし、別の負担（補 助）金等において別途補 助対象とする費用を除 き、整備費又は整備請負 費には、これと同等と認 められる委託費及び分担 金並びに適当と認められ る費用を含む。				1 床当たり <u>1,200</u> 千円を乗じて得た 額(複数年度に亘り 行われる病床の転 換の場合、前記の額 に「当該年度の総事 業費/全期間の総事 業費」を乗じて得た 額)の範囲内で厚生 労働大臣が必要と 認めた額	費（整備のため直接必要 な事務に要する費用（旅 費、消耗品費、通信運搬 費、印刷製本費及び設計 監督料等）をいい、整備費 又は整備請負費の 2 . 6 %に相当する額を限度 額とする。）。 ただし、別の負担（補 助）金等において別途補 助対象とする費用を除 き、整備費又は整備請負 費には、これと同等と認 められる委託費及び分担 金並びに適当と認められ る費用を含む。	
	創設	転換の対象とな る 1 施設(病院又は 有床診療所)におけ る病床数について、	助成事業の対象となる 法附則第 2 条に基づく病 床の転換のための施設の 創設に必要な整備費又は	10/27		創設	転換の対象とな る 1 施設(病院又は 有床診療所)におけ る病床数について、 転換前の病床数に	助成事業の対象となる 法附則第 2 条に基づく病 床の転換のための施設の 創設に必要な整備費又は 整備請負費及び整備事務	10/27

	転換前の病床数に 1床当たり <u>2,400</u> 千円を乗じて得た 額(複数年度に亘り 行われる病床の転 換の場合、前記の額 に「当該年度の総事 業費/全期間の総事 業費」を乗じて得た 額)の範囲内で厚生 労働大臣が必要と 認めた額	整備請負費及び整備事務 費(整備のため直接必要 な事務に要する費用(旅 費、消耗品費、通信運搬 費、印刷製本費及び設計 監督料等)をいい、整備費 又は整備請負費の2. 6%に相当する額を限度 額とする。))。 ただし、別の負担(補 助)金等において別途補 助対象とする費用を除 き、整備費又は整備請負 費には、これと同等と認 められる委託費及び分担 金並びに適当と認められ る費用を含む。			1床当たり <u>1,000</u> 千円を乗じて得た 額(複数年度に亘り 行われる病床の転 換の場合、前記の額 に「当該年度の総事 業費/全期間の総事 業費」を乗じて得た 額)の範囲内で厚生 労働大臣が必要と 認めた額	費(整備のため直接必要 な事務に要する費用(旅 費、消耗品費、通信運搬 費、印刷製本費及び設計 監督料等)をいい、整備費 又は整備請負費の2. 6%に相当する額を限度 額とする。))。 ただし、別の負担(補 助)金等において別途補 助対象とする費用を除 き、整備費又は整備請負 費には、これと同等と認 められる委託費及び分担 金並びに適当と認められ る費用を含む。	
--	--	--	--	--	---	--	--

(交付の条件)

6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 助成事業に要する経費の配分の変更(20%以内の変更を除く。)をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 助成事業の内容のうち、次のものを変更(軽微な変更を除く。)をす

(交付の条件)

6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 助成事業に要する経費の配分の変更(20%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 助成事業の内容のうち、次のものを変更(軽微な変更を除く。)をす

る場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア 整備区分の変更

イ 設置場所

ウ 建物の規模若しくは構造

(3) 助成事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。以下同じ。）する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 交付金と助成事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙 3 による調書を作成するとともに、助成事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（助成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、病床の転換に係る事業（以下「転換事業」という。）により、転換事業を実施する者が取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円（転換事業を実施する者が地方公共団体の場合は 50 万円）以上の不動産又はその従物がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(6) 都道府県が、転換事業に対して、この交付金を財源の全部又は一部として助成金を交付する場合には、転換事業を実施する者に対し、次の条件を付さなければならない。

ア 転換事業の内容のうち、次のものを変更（軽微な変更を除く。）

る場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア 整備区分の変更

イ 設置場所

ウ 建物の規模若しくは構造

(3) 助成事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。以下同じ。）する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 交付金と助成事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙 3 による調書を作成するとともに、助成事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（助成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、病床の転換に係る事業（以下「転換事業」という。）により、転換事業を実施する者が取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円（転換事業を実施する者が地方公共団体の場合は 50 万円）以上の不動産又はその従物がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(6) 都道府県が、転換事業に対して、この交付金を財源の全部又は一部として助成金を交付する場合には、転換事業を実施する者に対し、次の条件を付さなければならない。

ア 転換事業の内容のうち、次のものを変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、

をする場合には、

速やかに都道府県知事の承認を受けなければならない。

- a 整備区分の変更
- b 設置場所
- c 建物の規模若しくは構造

イ 転換事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに都道府県知事の承認を受けなければならない。

ウ 転換事業が予定の期間内に完了しない場合又は転換事業の遂行が困難となった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 転換事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円（転換事業を実施する者が地方公共団体の場合は 50 万円）以上の不動産又はその従物については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないでこの助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

オ 都道府県知事の承認を受けてエに定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県知事の定めるところにより、都道府県に納付させることがある。

カ 転換事業により取得し、又は効用の増加した財産については、転換事業終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ 助成金と転換事業に係る証拠書類の管理については、次によるものとする。

- a 転換事業を実施する者が、地方公共団体の場合
助成金と転換事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした

都道府県知事の承認を受けなければならない。

- a 整備区分の変更
- b 設置場所
- c 建物の規模若しくは構造

イ 転換事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

ウ 転換事業が予定の期間内に完了しない場合又は転換事業の遂行が困難となった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 転換事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円（転換事業を実施する者が地方公共団体の場合は 50 万円）以上の不動産又はその従物については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないでこの助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

オ 都道府県知事の承認を受けてエに定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県知事の定めるところにより、都道府県に納付させることがある。

カ 転換事業により取得し、又は効用の増加した財産については、転換事業終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ 助成金と転換事業に係る証拠書類の管理については、次によるものとする。

- a 転換事業を実施する者が、地方公共団体の場合
助成金と転換事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙 3 に準じた様式による調書を作成するとともに、転換事業に

別紙3に準じた様式による調書を作成するとともに、転換事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、調書及び証拠書類を助成金の額の確定の日（転換事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、転換事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の不動産又はその従物がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

b 転換事業を実施する者が、地方公共団体以外の場合

転換事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を助成金の額の確定の日（転換事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、転換事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の不動産又はその従物がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ク 転換事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

ケ 転換事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に

係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、調書及び証拠書類を助成金の額の確定の日（転換事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、転換事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の不動産又はその従物がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

b 転換事業を実施する者が、地方公共団体以外の場合

転換事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を助成金の額の確定の日（転換事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、転換事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の不動産又はその従物がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ク 転換事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

ケ 転換事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

請け負わせることを承諾してはならない。

コ 転換事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙4により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月末日までに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、転換事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させなければならない。

サ 転換事業を実施する者は、この助成金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

（7） （6）により付した条件に基づき都道府県知事が承認し、又は指示する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

（8） 転換事業を実施する者から財産の処分による収入又は助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、速やかに厚生労働大臣に（仕入控除税額の場合は別紙5により）報告しなければならない。なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

7～13 （省略）

コ 転換事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙4により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月末日までに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、転換事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させなければならない。

サ 転換事業を実施する者は、この助成金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

（7） （6）により付した条件に基づき都道府県知事が承認し、又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

（8） 転換事業を実施する者から財産の処分による収入又は助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、速やかに厚生労働大臣に（仕入控除税額の場合は別紙5により）報告しなければならない。なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

7～13 （省略）

別紙 1

別紙1

文 書 番 号
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

令和 年度病床転換助成事業交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申 請 額 金 _____ 円
- 2 令和 年度病床転換助成事業交付金所要額調書
別紙1（1）のとおり
- 3 令和 年度病床転換助成事業交付金所要額算出内訳
別紙1（2）のとおり
- 4 添付書類
 - ・ 交付対象区域の転換前後の設計図及び整備内容の仕様書
 - ・ 都道府県歳入歳出予算書（見込書）の抄本
 - ・ その他参考となるべき資料

（注）変更申請の場合は、1の記載は次のとおりとする。

申請額 金 _____ 円（A）

前回までの
交付決定額 金 _____ 円（B）

差引今回変
更増△減額 金 _____ 円（A）－（B）

別紙 1

別紙1

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

(元号) 年度病床転換助成事業交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申 請 額 金 _____ 円
- 2 (元号) 年度病床転換助成事業交付金所要額調書
別紙1（1）のとおり
- 3 (元号) 年度病床転換助成事業交付金所要額算出内訳
別紙1（2）のとおり
- 4 添付書類
 - ・ 交付対象区域の転換前後の設計図及び整備内容の仕様書
 - ・ 都道府県歳入歳出予算書（見込書）の抄本
 - ・ その他参考となるべき資料

（注）変更申請の場合は、1の記載は次のとおりとする。

申請額 金 _____ 円（A）

前回までの
交付決定額 金 _____ 円（B）

差引今回変
更増△減額 金 _____ 円（A）－（B）

別紙1(1)

(元号) 年度病床転換助成事業交付金所要額調書

都道府県名

整備区分	許可病床数及び 転換前病床数(a)		転換先 施設床数	差引額 (円)	対象経費の 支出予定額 (円)	基準額 (円)	選定額 (円)	交付金 所要額 (円)
	療養病床数	一般病床数						
1 改修	()	()						
2 改築	()	()						
3 創設	()	()						
合計	(床 床	(床 床	床					

(注1) 別紙1(2)「(元号) 年度病床転換助成事業交付金所要額算出内訳」の数値を整備区分ごとに記載すること。

別紙1(1)

別紙1(1)

(令和) 年度病床転換助成事業交付金所要額調書

都道府県名

整備区分	許可病床数及び 転換前病床数(a)		転換先 施設床数	差引額 (円)	対象経費の 支出予定額 (円)	基準額 (円)	選定額 (円)	交付金 所要額 (円)
	療養病床数	一般病床数						
1 改修	()	()						
2 改築	()	()						
3 創設	()	()						
合計	(床 床	(床 床	床					

(注) 別紙1(2)「(令和) 年度病床転換助成事業交付金所要額算出内訳」の数値を整備区分ごとに記載すること。

別紙1(1)

年度病床転換助成事業交付金所要額算出内訳

(注10) 『備考』欄には、平成20年4月11日保原第041001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」別添「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する処分権設定の有無を記入すること。

別紙1(2)

令和
年度病床転換助成事業交付金所要額算出内訳

(注10)『備考』欄には、平成20年4月17日保研第0411001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」別添「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する処分権設定の有無を記入すること。

別紙 1 (2)

別紙 2

別紙2

文 書 番 号
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

令和 年度病床転換助成事業交付金の事業実績報告について

令和 年 月 日厚生労働省発保 第 号をもって交付決定を受けた令和
年度病床転換助成事業交付金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 金 _____ 円
- 2 令和 年度病床転換助成事業交付金精算額調書
別紙2（1）のとおり
- 3 令和 年度病床転換助成事業交付金精算額算出内訳
別紙2（2）のとおり
- 4 添付書類
 - ・ 交付対象事業完成後の建物の全景及び概要を示す写真
 - ・ 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し
(整備区分が改修のために竣工検査書が無い場合は、それに準じる書類)
 - ・ 都道府県歳入歳出決算書（見込書）の抄本
 - ・ 契約書の写し
 - ・ 抵当権を設定したことがわかる資料（登記簿の写し）
 - ・ その他参考となるべき資料

別紙 2

別紙2

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

(元号) 年度病床転換助成事業交付金の事業実績報告について

(元号) 年 月 日厚生労働省発保 第 号をもって交付決定を受けた(元号)
年度病床転換助成事業交付金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 金 _____ 円
- 2 (元号) 年度病床転換助成事業交付金精算額調書
別紙2（1）のとおり
- 3 (元号) 年度病床転換助成事業交付金精算額算出内訳
別紙2（2）のとおり
- 4 添付書類
 - ・ 交付対象事業完成後の建物の全景及び概要を示す写真
 - ・ 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し
(整備区分が改修のために竣工検査書が無い場合は、それに準じる書類)
 - ・ 都道府県歳入歳出決算書（見込書）の抄本
 - ・ 契約書の写し
 - ・ 抵当権を設定したことがわかる資料（登記簿の写し）
 - ・ その他参考となるべき資料

別紙2(1)

(元号) 年度病床転換助成事業交付金精算額調書

都道府県名	
-------	--

整備区分	許可病床数及び 転換前病床数(a)		転換先 施設床数	差引額 (円)	対象経費 実支出額 (円)	基準額 (円)	還定額 (円)	交付金 所要額 (円)	交付金 交付決定 額 (円)	交付金 受入済額 (円)	差引 過不足額 (円)
	療養病床数	一般病床数									
1 改修	()	()									
2 改築	()	()									
3 創設	()	()									
合計	(床 床	(床 床	床								

(注1) 別紙2(2)「(元号) 年度病床転換助成事業交付金精算額算出内訳」の数値を整備区分ごとに記載すること。

別紙2 (1)

別紙2(1)

令和 年度病床転換助成事業交付金精算額調書

都道府県名	
-------	--

整備区分	許可病床数及び 転換前病床数(a)		転換先 施設床数	差引額 (円)	対象経費 の 実支出額 (円)	基準額 (円)	還定額 (円)	交付金 所要額 (円)	交付金 交付決定 額 (円)	交付金 受入済額 (円)	差引 過不足額 (円)
	療養病床数	一般病床数									
1 改修	()	()									
2 改築	()	()									
3 創設	()	()									
合計	(床 床	(床 床	床								

(注) 別紙2(2)「令和 年度病床転換助成事業交付金精算額算出内訳」の数値を整備区分ごとに記載すること。

別紙2 (1)

(標準的集金)

地 区 種 別	設置主体	整備 区分	転換先施設 の施設種別	許可病床数及び 転換前病床数(a)	転換先 施設床数	総事業費 (A)	寄付金 その他 (B)	差引額 (A)-(B)	対象経費の 支出額 (C)	交付基準 率額 (b)	基準額 (a)×(b)	予定額 (F)	交付金 (F)×標準率 (g)	交付金 交付決定額 (H)	交付金 受入調整 (I)	算出標準額 (I)-(G)	備 考
1				() ()		() (円)	() (円)	() (円)	() (円)	() (円)	() (円)	() (円)	() (円)				
2				() ()		() (円)	() (円)	() (円)									
3				() ()		() (円)	() (円)	() (円)									
4				() ()		() (円)	() (円)	() (円)									
5				() ()		() (円)	() (円)	() (円)									
6				() ()		() (円)	() (円)	() (円)									
7				() ()		() (円)	() (円)	() (円)									
8				() ()		() (円)	() (円)	() (円)									
9				() ()		() (円)	() (円)	() (円)									
10				() ()		() (円)	() (円)	() (円)									
合 計				(円) (円)	円	() ()											

- (注1) 標準的集金については、上掲の表の欄において空欄及び赤字を許可した集金とする。標準的集金に該当しない場合は、それぞれの区分ごとに記入すること。
- (注2) 転換先施設の施設種別「欄」には、転換先施設の施設種別(企業型老人保健施設等)を記入すること。
- (注3) 「許可病床数及び転換前病床数(a)」欄には、当該年度開始における標準病床又は一般病床の区分ごとに、許可病床数は上掲の()に記入し、そのうち転換する病床数を下段に記入すること。
- (注4) 転換先施設(転換前施設)「欄」には、転換先施設の施設種別(企業型老人保健施設等)を記入すること。
- (注5) 「総事業費(A)」欄及び「寄付金その他(B)」欄には、転換先施設の施設種別に係る標準費(標準費)を記入すること。
- (注6) 「対象経費の支出額(C)」欄には、標準費(標準費)が標準費に算入される場合は、当該年度における対象経費の支出額を記入すること。
- (注7) 「基準率(b)」欄には、標準費(標準費)が標準費に算入される場合は、当該年度における対象経費の支出額を標準費/全期間の標準費(標準費)を算じて得た額を記入すること。
- (注8) 「予定額(F)」欄には、標準費(標準費)が標準費に算入される場合は、当該年度における対象経費の支出額を標準費/全期間の標準費(標準費)を算じて得た額を記入すること。
- (注9) 「交付金受入調整(I)」欄には、当該年度における対象経費の支出額を標準費/全期間の標準費(標準費)を算じて得た額を記入すること。
- (注10) 「算出標準額(I)-(G)」欄には、当該年度における対象経費の支出額を標準費/全期間の標準費(標準費)を算じて得た額を記入すること。

別紙2 (2)

(標準的集金)

地 区 種 別	設置主体	整備 区分	転換先施設 の施設種別	許可病床数及び 転換前病床数(a)	転換先 施設床数	総事業費 (A)	寄付金 その他 (B)	差引額 (A)-(B)	対象経費の 支出額 (C)	交付基準 率額 (b)	基準額 (a)×(b)	予定額 (F)	交付金 (F)×標準率 (g)	交付金 交付決定額 (H)	交付金 受入調整 (I)	算出標準額 (I)-(G)	備 考
1				() ()		() (円)	() (円)	() (円)	() (円)	() (円)	() (円)	() (円)	() (円)				
2				() ()		() (円)	() (円)	() (円)									
3				() ()		() (円)	() (円)	() (円)									
4				() ()		() (円)	() (円)	() (円)									
5				() ()		() (円)	() (円)	() (円)									
6				() ()		() (円)	() (円)	() (円)									
7				() ()		() (円)	() (円)	() (円)									
8				() ()		() (円)	() (円)	() (円)									
9				() ()		() (円)	() (円)	() (円)									
10				() ()		() (円)	() (円)	() (円)									
合 計				(円) (円)	円	() ()											

- (注1) 標準的集金については、上掲の表の欄において空欄及び赤字を許可した集金とする。標準的集金に該当しない場合は、それぞれの区分ごとに記入すること。
- (注2) 転換先施設の施設種別「欄」には、転換先施設の施設種別(企業型老人保健施設等)を記入すること。
- (注3) 「許可病床数及び転換前病床数(a)」欄には、当該年度開始における標準病床又は一般病床の区分ごとに、許可病床数は上掲の()に記入し、そのうち転換する病床数を下段に記入すること。
- (注4) 転換先施設(転換前施設)「欄」には、転換先施設の施設種別(企業型老人保健施設等)を記入すること。
- (注5) 「総事業費(A)」欄及び「寄付金その他(B)」欄には、転換先施設の施設種別に係る標準費(標準費)を記入すること。
- (注6) 「対象経費の支出額(C)」欄には、標準費(標準費)が標準費に算入される場合は、当該年度における対象経費の支出額を記入すること。
- (注7) 「基準率(b)」欄には、標準費(標準費)が標準費に算入される場合は、当該年度における対象経費の支出額を標準費/全期間の標準費(標準費)を算じて得た額を記入すること。
- (注8) 「予定額(F)」欄には、標準費(標準費)が標準費に算入される場合は、当該年度における対象経費の支出額を標準費/全期間の標準費(標準費)を算じて得た額を記入すること。
- (注9) 「交付金受入調整(I)」欄には、当該年度における対象経費の支出額を標準費/全期間の標準費(標準費)を算じて得た額を記入すること。
- (注10) 「算出標準額(I)-(G)」欄には、当該年度における対象経費の支出額を標準費/全期間の標準費(標準費)を算じて得た額を記入すること。

別紙2 (2)

病床転換助成事業交付金調書

(元号) 年度 厚生労働省所管

都道府県

国		都道府県										備考
歳出予算科目	交付決定 の額 円	歳入			歳出							
		科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	支出済額		翌年度繰越額			
							うち、交付 金相当額 円	うち、交付 金相当額 円				
(項)医療費適正化推進費 (目)病床転換助成事業 交付金												

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付金の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の都道府県の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該事業等に係る交付金についての調書の作成は、本表に準すること。この場合において、地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越」を掲げる場合は、その「予算額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書()をもちて附記すること。

病床転換助成事業交付金調書

令和 年度 厚生労働省所管

都道府県

国		都道府県										備考
歳出予算科目	交付決定の額 円	歳入			歳出							
		科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	支出済額		翌年度繰越額			
							うち、交付金相当額 円	うち、交付金相当額 円				
(項)医療費適正化推進費 (目)病床転換助成事業 交付金												

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付金の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の都道府県の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該事業等に係る交付金についての調書の作成は、本表に準すること。この場合において、地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越」を掲げる場合は、その「予算額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書()をもちて附記すること。

別紙 4

別紙 4

文 書 番 号
令和 年 月 日

都道府県知事 殿

事業者名

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日厚生労働省発保 第 号で交付決定を受けた 令和 年度病床転換助成事業交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）
金 _____ 円
- 4 添付書類
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

別紙 4

別紙 4

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

都道府県知事 殿

事業者名

(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日厚生労働省発保 第 号で交付決定を受けた (元号) 年度病床転換助成事業交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）
金 _____ 円
- 4 添付書類
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

別紙 5

別紙 5

文 書 番 号
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日厚生労働省発保 第 号で交付決定を受けた令和 年度病床転換助成事業交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）
金 _____ 円
- 4 添付書類
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

別紙 5

別紙 5

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日厚生労働省発保 第 号で交付決定を受けた(元号) 年度病床転換助成事業交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）
金 _____ 円
- 4 添付書類
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

別紙

平成 23 年 3 月 31 日 制定

平成 27 年 5 月 28 日 一部改正

平成 30 年 5 月 8 日 一部改正

令和元年 5 月 16 日 一部改正

令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

令和 8 年 4 月 8 日 一部改正

病床転換助成事業交付金交付要綱

(通則)

- 1 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）附則第 5 条の規定に基づく病床転換助成事業交付金（以下「交付金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、法、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 325 号）、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 140 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年^{厚生省}_{労働省}令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、都道府県が法附則第 2 条の規定に基づいて行う病床転換助成事業の円滑な実施を支援することにより、都道府県における医療の効率的な提供を推進し、もって、国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この交付金は、平成 20 年 10 月 15 日保発第 10150002 号厚生労働省保険局長通知の別紙「病床転換助成事業実施要綱」に基づいて、都道府県が行う病床転換助成事業（以下「助成事業」

という。)を交付の対象とする。

(交付金の対象除外)

4 交付金は、次に掲げる費用については、交付の対象としない。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 都道府県における助成事業に要する事務の執行に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他助成事業に要する費用として適当とは認められないもの

(交付額の算定方法)

5 この交付金の交付額は、次により算定するものとする。ただし、施設ごとに算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して、最も少ない額を選定する。

- (2) (1)により選定した額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1. 区分	2. 基準額	3. 対象経費	4. 補助率
改修	転換の対象となる1施設(病院又は有床診療所)における病床数について、転換前の病床数に1床当たり1,200千円を乗じて得た額(複数年度に亘り行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費/全期間の総事業費」を乗じて	助成事業の対象となる法附則第2条に基づく病床の転換のための施設の改修に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費(整備のため直接必要な事務に要する費用(旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)をいい、整備費又は整備請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)	10/27

	得た額) の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額	ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに相当と認められる費用を含む。	
改築	転換の対象となる1施設(病院又は有床診療所)における病床数について、転換前の病床数に1床当たり3,000千円を乗じて得た額(複数年度に亘り行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費/全期間の総事業費」を乗じて得た額)の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額	助成事業の対象となる法附則第2条に基づく病床の転換のための施設の改築に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費(整備のため直接必要な事務に要する費用(旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)をいい、整備費又は整備請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに相当と認められる費用を含む。	10/27
創設	転換の対象となる1施設(病院又は有床診療所)における病床数について、転換前の病床数に1床当たり2,400千円を乗じて得た額(複数年度に	助成事業の対象となる法附則第2条に基づく病床の転換のための施設の創設に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費(整備のため直接必要な事務に要する費用(旅費、消耗品費、通	10/27

	亙り行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費/全期間の総事業費」を乗じて得た額)の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額	信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)をいい、整備費又は整備請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる費用を含む。	
--	--	--	--

(交付の条件)

6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 助成事業に要する経費の配分の変更(20%以内の変更を除く。)をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 助成事業の内容のうち、次のものを変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - ア 整備区分の変更
 - イ 設置場所
 - ウ 建物の規模若しくは構造
- (3) 助成事業を中止し、又は廃止(一部中止又は廃止を含む。以下同じ。)する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 交付金と助成事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3による調書を作成するとともに、助成事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日(助成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、病床の転換に係る事業(以下「転換事業」という。)により、転換事業を実施する者が取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円(転換事業を実施する者が地方公共団体の場合は50万円)以上の不動産又はその従物がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ればならない。

- (6) 都道府県が、転換事業に対して、この交付金を財源の全部又は一部として助成金を交付する場合には、転換事業を実施する者に対し、次の条件を付さなければならない。

ア 転換事業の内容のうち、次のものを変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに都道府県知事の承認を受けなければならない。

- a 整備区分の変更
- b 設置場所
- c 建物の規模若しくは構造

イ 転換事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに都道府県知事の承認を受けなければならない。

ウ 転換事業が予定の期間内に完了しない場合又は転換事業の遂行が困難となった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 転換事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円（転換事業を実施する者が地方公共団体の場合は 50 万円）以上の不動産又はその従物については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないでこの助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

オ 都道府県知事の承認を受けてエに定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県知事の定めるところにより、都道府県に納付させることがある。

カ 転換事業により取得し、又は効用の増加した財産については、転換事業終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ 助成金と転換事業に係る証拠書類の管理については、次によるものとする。

- a 転換事業を実施する者が、地方公共団体の場合

助成金と転換事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙 3 に準じた様式による調書を作成するとともに、転換事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、調書及び証拠書類を助成金の額の確定の日（転換事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、転換事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の不動産又はその従物がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- b 転換事業を実施する者が、地方公共団体以外の場合

転換事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に

ついて証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を助成金の額の確定の日（転換事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、転換事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の不動産又はその従物がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ク 転換事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

ケ 転換事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

コ 転換事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙4により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月末日までに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、転換事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させなければならない。

サ 転換事業を実施する者は、この助成金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

(7) (6)により付した条件に基づき都道府県知事が承認し、又は指示する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(8) 転換事業を実施する者から財産の処分による収入又は助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、速やかに厚生労働大臣に（仕入控除税額の場合は別紙5により）報告しなければならない。なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、別紙1による申請書を毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提

出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、変更交付申請書を毎年度12月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 厚生労働大臣は、7又は8による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(交付金の概算払)

- 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

- 11 都道府県知事は、別紙2による報告書に関係書類を添えて、助成事業が完了した日から起算して1月を経過した日（6（3）により助成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度6月末日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(交付金の返還)

- 12 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

- 13 特別の事情により5、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。